

2023年3月27日

お客様 各位

ご依頼時の注意事項について

いつも Forward ONE をご利用いただきましてありがとうございます。

本システムからの Booking 依頼における注意事項をご案内申し上げます。
別紙の当社引受基準と合わせ、以下内容のご確認をお願い申し上げます

1	ご提供頂く貨物の重量について（改正 SOLAS 条約）
---	-----------------------------

改正 SOLAS 条約に基づき、コンテナの総重量を計測・申告することが義務付けられました。
お客様におかれましては、梱包資材なども含めた貨物の重量を正確にご入力の上、
当社への Booking 依頼をお願いいたします。
※入力値と重量に乖離が見受けられる場合、積載をお断りさせて頂く可能性がございます。

2	リスト規制品・キャッチオール規制について
---	----------------------

日本から輸出を行う際に、上記規制に該当する場合は外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省の許可が必要になります。

リスト規制については輸出貿易管理令・規制一覧などをご確認ください。
<https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/beppyouyouyakuban02.pdf>

リスト規制品以外の場合でも、輸出貨物などが大量破壊兵器や通常兵器に転用される恐れがある場合、経済産業省の許可が必要となります。（*キャッチオール規制）
キャッチオール規制についてはホワイト国（*以下参照）以外への輸出時に対象となります。
詳しくは経済産業省のホームページをご確認頂けますよう、お願い申し上げます。

ホワイト国(2022年現在)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

3	当社で受託不可の内容について
---	----------------

① 日本からの輸出が禁止されているもの

例：麻薬、公序良俗に反するもの、特許権等を侵害するもの等

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/kinshi.htm>

② 仕向地で輸入禁止・制限されているもので、当局の許可・承認を得ていないもの

例：食品、種、タバコ、兵器及びそれに準じる玩具、美術品等

③ 法令に基づき移動又は頒布を禁止されているもの

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/index.html>

④ その他弊社が適法に輸出入通関できないと判断したもの

ご不明な点がございましたら、お手数ですがお問い合わせをお願い申し上げます。